



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年10月6日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー軽井沢店

北佐久郡軽井沢町大字長倉字北裏1704 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称の変更

(変更前) (仮称) ケーヨーデイツー軽井沢店

(変更後) ケーヨーデイツー軽井沢店

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

## 4 変更した年月日

平成23年7月23日ほか

## 5 届出年月日

令和4年9月20日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和4年10月6日から令和5年2月6日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年10月6日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー駒ヶ根店

駒ヶ根市南田18-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

## 4 変更した年月日

令和4年5月24日

## 5 届出年月日

令和4年9月16日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和4年10月6日から令和5年2月6日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年10月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー飯田上郷店

飯田市上郷黒田1186-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

4 変更した年月日

令和4年5月24日

5 届出年月日

令和4年9月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年10月6日から令和5年2月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年10月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー松本寿店

松本市寿中一丁目1633番地 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

## 4 変更した年月日

令和4年5月24日

## 5 届出年月日

令和4年9月20日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和4年10月6日から令和5年2月6日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年10月6日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー穂高店

安曇野市穂高2357番地 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

4 変更した年月日

令和4年5月24日

5 届出年月日

令和4年9月20日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年10月6日から令和5年2月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年10月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯山ショッピングタウン

飯山市大字静間字町尻1388番地2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

株式会社スワロースキー

飯山市大字静間1382番地1

ITXコミュニケーションズ株式会社

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社スワロースキー	丸山 哲	飯山市大字静間1382番地1
ITXコミュニケーションズ株式会社	高田 泰司	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社スワロースキー	丸山 哲三	飯山市大字静間1382番地1
ITXコミュニケーションズ株式会社	高田 泰司	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社スワロースキー	丸山 哲	飯山市大字静間1382番地1
ITXコミュニケーションズ株式会社	高田 泰司	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

4 変更した年月日

平成8年11月29日ほか

5 届出年月日

令和4年9月15日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年10月6日から令和5年2月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は北信地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年10月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド川中島店

長野市金井田177番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

酒井 忠行

長野市川中島町御厨1775番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社綿半ホームエイド	午前9時30分	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社綿半ホームエイド	午前8時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	時間帯
1	午前9時から午後9時30分まで
2	午前9時から午後9時30分まで

(変更後)

	時間帯
1	午前7時30分から午後9時30分まで
2	午前7時30分から午後9時30分まで

4 変更する年月日

令和4年11月1日

5 届出年月日

令和4年9月16日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年10月6日から令和5年2月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

指定講習機関から、家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり開催する旨の通知がありました。

令和4年10月6日

長野県知事 阿部 守一

1 講習会を開催する指定講習機関

長野県家畜商業協同組合

## 2 開催日時

令和4年11月17日(木)から11月18日(金)まで  
午前9時から午後5時10分まで

## 3 開催場所

長野市大字中御所岡田79-5  
NOSAI 長野会館 6階大会議室

## 4 講習科目及び時間

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) 家畜の取引に関する法令について    | 4時間 |
| (2) 家畜の品種及び特徴について      | 4時間 |
| (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について | 6時間 |

## 5 受講申込手続

## (1) 提出書類

受講申込書(写真欄に写真を貼ってください。)(別記様式)

## (2) 家畜商講習手数料

家畜商講習手数料(テキスト代及び受講料)8,300円は、講習会初日に会場受付で納付してください。

## (3) 受付期間

令和4年10月11日(火)から11月11日(金)まで

(郵送による場合は、令和4年11月11日(金)までの消印のあるものに限りします。)

## (4) 受付場所

長野市大字南長野字幅下692-2 (郵便番号 380-8570)  
長野県庁内

長野県家畜商商業協同組合事務局

## (5) 申込方法

受講申込書の所定欄に記入の上、受付期間内に持参するか、又は、84円切手を貼った受講票送付先明記の封筒(定型)を同封して郵送してください。

## 6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し、修了証明書を交付します。

## 7 その他

この講習会についての問い合わせは、長野県家畜商商業協同組合事務局(電話 026-232-5339、FAX 026-232-5340)に行ってください。

(別記様式)

家畜商講習会受講申込書

令和 年 月 日

長野県知事指定講習機関

長野県家畜商商業協同組合理事長

殿

住 所

電話番号

氏 名

印

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(写真欄)

- ・ 申込み前6月以内に撮影したもの
- ・ 帽子をとって正面から写したもので本人と確認できるもの
- ・ 縦3センチメートル、横2.4センチメートル程度のもの

園芸畜産課

公告

県営御牧原2号幹線地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和4年10月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称  
県営かんがい排水事業
- 2 工事着手年月日  
令和元年12月11日
- 3 工事完了年月日  
令和4年5月2日

農地整備課

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、令和4年9月27日、塩尻市広丘駅東第二土地区画整理組合の解散を認可しました。

令和4年10月6日

長野県知事 阿部 守一

都市・まちづくり課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和4年10月6日

長野県知事 阿部 守一

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
財務会計システム用機器及びソフトウェア等一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県会計局会計課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日  
令和4年8月22日
- 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 三菱HCキャピタル株式会社  
(2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 落札金額  
1月当たりの貸借額 377,740円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告を行った日  
令和4年7月7日

会計課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和4年10月6日

長野県知事 阿部 守一

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
電気自動車 19台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県会計局契約・検査課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日  
令和4年7月27日
- 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 長野日産自動車株式会社 法人営業部  
(2) 所在地 長野市川合新田3616番地1
- 落札金額  
57,370,500円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告を行った日  
令和4年7月14日

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年10月6日

長野県立こども病院長 中村友彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入をする物品等及び数量

高速液体クロマトグラフ質量分析計装置 一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

令和5年6月1日から令和10年5月31日まで

## (4) 借入場所

安曇野市豊科3100

長野県立こども病院

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程(以下「契約事務規程」という。)第4条第1項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(6) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(7) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(8) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

## 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

安曇野市豊科3100

長野県立こども病院事務部経営企画課

電話 0263(73)6700 内線3011

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年11月16日(水) 午前11時

イ 場所 長野県立こども病院 看護会議室

## (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和4年11月15日(火) 午後5時

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、令和4年11月2日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程(以下「会計規程」という。)第44条第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第8条第1項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

会計規程第45条第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第31条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

契約事務規程第11条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この契約を締結した後、当該契約に係る法人の予算が承認されなかった場合、この契約が解除されることがあります。これにより、落札者に損害が生じたときは、落札者はその賠償を請求することができます。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

High Performance Liquid Chromatograph Mass Spectrometer, 1 set

(2) Lease duration:

From June 1, 2023 to May 31, 2028

(3) Delivery locations:

Nagano Children's Hospital  
3100 Toyoshina, Azumino City, Nagano Prefecture 399-8288 Japan

(4) Contact information:

Nagano Children's Hospital, Management Department,  
Corporate Planning Division  
3100 Toyoshina, Azumino City, Nagano Prefecture 399-8288, Japan  
Tel: +81-263-73-6700 Ext.3011(Japanese only)

(5) Tender opening:

Date and time: Wednesday, November 16, 2022, 11:00 a.m. (JST)  
Location: Nagano Children's Hospital, Nursing Conference Room

(6) Mail-in submission:

Deadline: Tuesday, November 15, 2022, 5:00 p.m. (JST)  
Mailing address: Nagano Children's Hospital  
Management Department  
Corporate Planning Division  
3100 Toyoshina, Azumino City, Nagano Prefecture  
399-8288  
Japan

医療政策課